

# 一般社団法人さいたま市保育園連絡会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人さいたま市保育園連絡会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所はさいたま市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、以下の基本理念に基づき保育事業運営に係る制度及び環境の拡充と発展を主たる目的とし、その目的に資するため、以下の基本理念を規範として基本事業に取り組む。

### ■基本理念

(地域 内容 職員)

- 1 地域・・・地域社会の一員として子ども、保護者、保育者の笑顔の保障
- 2 内容・・・子ども達のための安全で安心な保育内容の充実
- 3 職員・・・豊かな人間性を持つ職員の育成

### ■基本方針（基本事業）

- 1 地域の子育て支援拠点として、地域、保護者間の連携を深める
- 2 保育園事業の充実を目指し、事業者間の連携を図る
- 3 保育環境を整え、一人ひとりを大切にしながらより豊かな保育を目指す
- 4 保育事業所との連携を深め、研修、自己研鑽を推進し、職員の資質向上を図る

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員(会員)

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承

認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 各理事につき、当該理事及びその理事の配偶者又は3親等内の親族（これらのものに準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下であるものとする。

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 非営利型事業

(余剰金)

第24条 会費及び協賛費による収益金から一定の余剰金が生じた場合、適正に活用し、また理事、社員、他者への分配はすることはできない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業停止及び解散)

第27条 当法人の事業が停止及び中止により解散をする場合、その残余財産一切を自治体又は関連公益団体に贈与する。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	大熊 孝治
	柳原 和歌子

蒲池 洋子  
設立時代表理事 大熊 孝治  
設立時監事 片岡 勉

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大熊 孝治	さいたま市中央区上落合7丁目5番14号
柳原 和歌子	さいたま市大宮区下町3丁目7番地1 S2306号
蒲池 洋子	さいたま市浦和区神明2丁目23番4号
奥野 敏夫	さいたま市浦和区本太3丁目23番14号

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人さいたま市保育園連絡会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年8月16日

設立時社員 大熊 孝治 印

柳原 和歌子 印

蒲池 洋子 印

奥野 敏夫 印